

研究資料

京都・神光院蔵木造地藏菩薩立像

皿井 舞

京都市北区に所在する神光院は、鎌倉時代の建保年間（一二二三～一八）に創建された古刹である。賀茂別雷神社（上賀茂神社）の社務職であった、賀茂能久が建立したという。

⁽¹⁾以前、筆者は、当院に安置される薬師如来立像の作品紹介をおこなったことがある。この薬師如来立像は、平安時代初期につくられたと考えられるものであり、明治時代に入る直前の慶応四年（一八六八）五月に、上賀茂神社から当院に移されたものであった。この時、本薬師像のほかにも上賀茂神社から神光院に移された像があった。その一つが、本稿で取り上げる地藏菩薩立像である（図版1～4、挿図1～4、挿図2～4）。以下、本像と略称する。

当院のご理解とご協力を得て調査を実施したところ、本像は、足柄の刻銘により鎌倉時代末期の正和元年（一一三二）頃につくられたことが判明した。また本像の像内には多数の小さな地藏菩薩像をおさめられているとみられ、いわゆる千体地藏の一遺品でもあることがわかった。そこで本稿は、これまで知られなかったこの新出の基準作を紹介し、若干の考察をおこなうものである。

一、概要

形状・品質構造・保存状態は、以下のとおり。⁽²⁾

(1) 形状

円頂（髪際は不明）。白毫相をあらわす。覆肩衣・袈裟・裙を着ける。覆肩衣は背面から右肩・右前膊を覆い袖状に垂下する（腹部正面右側で袈裟にたくし込まれ、たるみをみせる）。袈裟は、左肩から背部をめくり、右肩に少しかけて右腋下を通る。

京都・神光院蔵木造地藏菩薩立像

正面にまわり、左胸の吊環にかけ、末端を左前膊外側に垂らす。裙は正面中央で右前に打ち合わせる。左手は屈臂して前方に出し、掌を仰いで、第一指を内側に、第二～四指を上方に軽く曲げ宝珠を載せる。右手は垂下してゆるく前方に出し、掌を内側に向けて全指を曲げ、錫杖を握る。右足をやや前に踏み出して立つ。

(2) 法量（単位はセンチメートル）

像高 一五八・四

髪際高 一四八・四

頂上顎 二六・五、面長 一八・二

面幅 一七・六、耳張 二二・二

面奥 二一・八、胸奥（右）二三・三（左）二三・〇

腹奥 二六・六、肘張 四九・八

袖裾張 五〇・四、足先開 二六・二

(3) 品質構造

檜。寄木造り。彩色。玉眼嵌入。白毫（八角形）水晶製。

頭体幹部は、両耳半ばで前後二材矧ぎとする（通例よりも後半材が厚い。挿図3）。内割りをほどこし、三道下で割首する。これに両肩以下の体側部を矧ぐ。右肩以下の体側部は、一材より彫出し内割りし（内割りは胸腹部辺りまでほどこされ、体部と貫通する）、袖の内側にさらに別材を矧ぐ。左体側部は、肩、前膊、手首、垂下する袖の内側面を各々矧ぐ。幹部材から両足柄を彫出し、両足先は足柄に接合する（足柄の前面上端部を約半分の幅に断ち落として角柄とし、足先の斜面にうがった柄穴に挿込む。挿図4）。左右裙裾にそれぞれ別材を矧ぐ。

表面は鍍漆地、黒漆塗り、白下地の上に彩色をほどこしていたとみられる（体部の矧ぎ目に沿って布張りする）。現状、肉身部、袈裟の条葉部および覆肩衣の表地色、裙の彩色は不明。袈裟の田相部は金箔地に斜格子文をあらわす。覆肩衣は輪宝文散らしとし、周縁部に唐草文をあらわす（挿図5～6）。

挿図1-(a) 同 右斜側面

挿図1-(b) 同 背面

挿図1-(c) 地藏菩薩立像 左側面
京都 神光院藏

挿図3 同 像底

挿図2-(a) 同 頭部右斜側面

挿図4 同 足柄

挿図2-(b) 同 頭部右側面

(4) 保存状態

右手の袖口部を形成していた小材が亡失する。後補は、左耳朶、左手持物の宝珠、右手持物の錫杖、胸飾（銅製）、右手の第四・五指先、台座、光背（輪光柄付き）。現状、瞳の位置がずれており、玉眼内側の和紙の押さえがゆるんでしまったものとみられる。左右の裾裾の部材は遊離する。

二、像内納入品

調査の際、像内より、九軀の小さな地藏菩薩立像が左裾の知ぎ目がゆるんだ箇所から外にこぼれ落ちてきた（図版5）。左裾部の開口部から像内を観察すると、像

挿図5-(b) 同 右袖部 輪宝文

挿図5-(a) 同 右袖部 唐草文・輪宝文

内には内割りがほどこされ、地付きより高さ四四・三センチから一〇〇センチあたり、方形の棚が四〜五段もつけられていることがわかった。内割り部の最下部（地付きより二九・五センチの位置）にも方形の棚がみとめられたが、これは棚のうち最下段のものが、何らかの事情で落ちてしまったものと考えられる。

像内に棚をもうける地藏菩薩像の作例としては、像内に納入されていた願文に、寛喜元年（一二二九）の年紀のある京都・寂光院地藏菩薩立像が思い起こされる（挿図6）。この寂光院像は解体修理時に像内の様子を仔細に観察することのできた、貴重な作例である。⁽³⁾修理時の知見を参照すると、寂光院像の像内には棚が幾段もつけられ、その各棚上に何体もの小さな地藏菩薩立像が整然と並べられていたという（挿図7）。こうした納入品の状況を参考にすれば、本小像も、もともと

挿図7 同 小地藏菩薩像の納入状況

挿図6 地藏菩薩立像 京都・寂光院蔵

は像内の方形状の棚板上に並べられていた可能性が高いだろう。さきに棚のうち最下段のものが落下していたと述べたが、これら外に出てきた九軀の像は、この棚が落下した際の衝撃で棚からはずれ落ちてしまったものかもしれない。

像高は、最も小さいもので四・一センチ、最も大きいもので六・四センチあり、大きさにややばらつきがある。いずれも台座を含めた全体を檜の一枚より彫出し、内削りはない。いずれの像も銅製の針金でつくられた頭光を付けていたが、ほとんどの像の分が失われてしまっている。各像とも着衣などが彩色であらわされる。描かれる内容や色の構成は基本的にはいずれの像も共通するが、簡略化されているものもある。

では、九軀の小地藏菩薩像について、その1像を中心に詳しく見ていこう。その他の像の形状などは、基本的にその1像に准ずる。

その1 像高六・四センチ。円頂。鼻のみを彫刻し、眉・上瞼・黒目は墨描きする。右手は屈臂して右胸上部あたりで宝珠をささげ、左手は体側に垂下して与願印とする。仰蓮と反花からなる台座の上に両足をそろえて立つ。肉身は白く塗り、頭髮部は墨色とする。覆肩衣・大衣・裙をあらわす。覆肩衣は緑青地。袈裟の表地は素地のままとし、条葉部を墨色、田相部を黄色地とし、朱と緑青で遠山を描く。袈裟の裏は朱色地とする。裙は酸化鉄系の赤色とみられる。台座の仰蓮は、地を白く塗った上に、朱色で蓮弁を輪郭する。反花は緑青地に、墨色で放射状に蓮弁を描く。像底は素地とし、中央に小円孔をうがつ。

その2 像高六・三センチ。基本的にその1に准ずるが、以下の相違点がある。袈裟に朱色のみならず、また覆肩衣の地色は不明。頭光は欠失（背面の頸付け根に銅製の針金がわずかに残る）。左右の前膊および袖口、胸の中央部が朽損する。

その3 像高六・一センチ。基本的にその1に准ずるが、以下の相違点がある。

墨色で描いた条葉部の中央に、白色の列点をほどこす。台座の反花は灰色地とし、墨色で描いた蓮弁の中央に白線をひく。反花の見付に朱色をほどこす。頭光は亡失。左肩から胸中央部、背面の裙裾あたりなどが朽損する。

その4 像高六・〇センチ。基本的にその1に准ずる。ただし、台座の反花は白色地に、墨で蓮弁の輪郭を描く。頭光は亡失。

その5 像高四・一センチ。基本的にその1に准ずる。ただし、反花の見付に朱色をほどこす（その3・その6に同じ）。

その6 像高四・三センチ。かなり簡略化されているが、基本的にその1に准ずる。ただし、反花の見付に朱色をほどこす（その3・その5に同じ）。頭光は欠失（背面の頸付け根に銅製針金の痕跡が残る）。

その7 像高四・二センチ。かなり簡略化されているが、基本的にその1に准ずる。ただし、頭光は欠失（背面の頸付け根に銅製針金の痕跡が残る）。

その8 像高四・二センチ。かなり簡略化されているが、基本的にその1に准ずる。ただし、頭光は欠失（背面の頸付け根に銅製針金の痕跡が残る）。

その9 像高五・四センチ。左手を屈臂して胸につけ、掌を仰いで宝珠をとる。台座の反花があらわされないなど、その他の像とは形式的にやや異なる。

三、銘記

左足柄の前面に「正和元年 壬子」と陰刻したうえで墨がさされている。また側面外側中央に花押が墨書される（挿図8-a、b）。右足柄には、前面に陰刻および墨で「法印重譽」とあらわされており、側面内側に花押が墨書される（挿図9-a、b）。

左足柄に刻まれる「正和元年」とは鎌倉時代末期の年号で、西暦一三二二年に該当する。本像はこの頃につくられたものとみてよいだろう。一方、右足柄には「法印重誉」とある。このことから、僧侶に授けられる位のうち法印位であった重誉という人物が何らかのかたちで造像にかかわったことが知られる。また、両足柄の内側に墨書された花押は形が互いによく似ており、同一人物の花押とみてよい。法印重誉その人の花押である可能性が高いだろう。

四、伝来

本像は、現在、神光院本堂の左脇壇上に安置されている。本像の伝来については明治十九年（一八八六）⁽⁴⁾に作成された、神光院の財産目録である「神光院什器帳」が手がかりとなる。本帳によると、

（前略）

地藏菩薩木像壹体

挿図8-(b) 地藏菩薩立像 左足柄花押
京都・神光院蔵

挿図8-(a) 同 左足柄刻銘

挿図9-(b) 同 右足柄花押

挿図9-(a) 同 右足柄刻銘

年月日	事柄	典拠	
1018.11.7	寛仁 2	これまでに、上下両社の神宮寺が建立される。	小右記
1020.8.18	寛仁 4	藤原道長、上社の橋殿および下社の舞殿において、仁王經各十部を供養する。	小右記
1052.4.7	永承 7	僧綱以下、賀茂社において、疾疫をはらうために大品般若經四部を供養する。	扶桑略記
1065.5.21	治暦元	天台の僧侶、賀茂社に群集し、祈雨のために仁王經を転読する。	扶桑略記
1092	寛治 6	御読經所に供僧を置く。	系図
1098	永徳 2	法華三十講を始める。	系図
1099	康和元	仏名会を始める。	系図
1106.4.13	嘉承元	上社の西經藏から失火し、東西の宝殿が灰燼に帰す。御鉢・御装束神宝等は取り出し奉る。	永昌記・補任記
1109	天仁 2	重助、神主に補任される。大入道神主と号す(入道神主の初見)。	系図・補任記
1116.6.20	永久 4	上社の多宝塔を供養する。	百練抄・系図・補任記
1132. 閏 4.10	長承元	鳥羽院、上下両社において大般若經を讀經する。	中右記
1143.3.16	康治 2	先年の火災後に、神宮寺を再建供養する。	百練抄・補任記
1147	久安 3	神主重継の時、一切經会を始める。重継、佐々木野の最長寿寺を建立し、氏寺とする。	補任記
1171 ~ 1175	承安年中	神主重忠、神宮寺の鐘を鑄造し、鐘楼を建立する。	補任記
1177 ~ 1181	治承頃	神宮寺池において、施餓鬼を始める。	系図
1197	建久 8	百体仏・仁王般若經百部を御読經所へ奉納する。	系図
1201 ~ 1204	建仁頃	神主幸平、神職の身でありながら仏法に帰依するのはいかがかと、神慮をはかるため社頭に参籠する。幸平、仏法崇敬は神慮にかなうべきであることを「信仰」し、律院を建立して氏寺(妙觀寺)とする。	系図・補任記
1213 ~ 1218	建保年間	神主能久、神光院を建立する。	補任記
1254	建長 6	能継、神主に就任する。神宮寺の神主と号す。	系図・補任記
1311 頃	元弘頃	神主信久、神宮寺經藏の一切經の虫干し料として、田を經所に寄進する。神宮寺の塔を供養する。	補任記
1355	文和 4	後之十樂院之神主、就任する。	補任記
1373.11.3	応安 6	觀音堂より出火し、神宮寺・一切經藏・鐘楼、炎上する。觀音堂本尊十一面觀音像は炎上。一切經は焼けず、御読經所にわたす。	補任記
1380	康暦 2	能隆、社務職に就任する。神宮寺の神主と号す。	補任記
1397.11.26	応永 4	神宮寺經藏、棟上する。	補任記

* 出典の略称は次のとおり。系図は「賀茂社家系図」、補任記は「社務補任記」。

* 表の作成にあたっては、註 9 の嵯峨井健氏論文の表を参照した。

但立像御丈五尺壹寸。正和元年法印重誉作。上賀茂神社樓門上所安。当院安置縁由、同上。

(下略)

とあり、本像は、神光院に安置される以前、上賀茂神社の樓門にあったという。さらに「当院安置縁由、同上」と記されており、本像の由緒は、当院に安置される薬師如来立像や十一面観音立像と同じであるという。この記述から、これらの像はもとも上賀茂神社にあり、維新政府によって神仏分離政策がすすめられた際、当時、神光院住職であった和田智満が請い受け、当院に移したものだことがわかるのである。⁽⁵⁾

中世上賀茂神社の境内には、観音堂・鐘樓・経蔵などをもつ神宮寺のほか、御読経所、多宝塔など数多くの仏教建造物がたちならんでいた。神社の境内に仏教施設が建てられるようになるのは、十一世紀前半頃のことである。⁽⁶⁾これ以降、境内の仏教施設に置かれた僧侶と、神官とによって神社組織が形成され、中世神社が生み出されていった(表参照)。本像がつくられたのは、神仏がともに信仰されるこうした空間でのことであった。造立当初から、本像が上賀茂社の樓門にあったのかどうかは定かでないが、本像が同社ゆかりの像であることは間違いないだろう。

上賀茂神社の神主であった能久が神光院を建てたように、神主が仏教に帰依していた事例は数多く見出せる。たとえば、神主幸平は妙観寺を建立して氏寺としたり、また神主信久は御経蔵の一切経を虫干しするために料田を寄進したりしたことが知られる。また代々欄干を奉仕してきた家の系図である『賀茂社家系図』⁽⁷⁾をみると、「重」を通字とする社家があることがわかる。こうした事柄を参考にすれば、本像の足柄に記されていた「法印重誉」とは、出家した神官か、もしくは上賀茂神社に仕える供僧であり、本像の発願者だったと考えられるのではないだろうか。

五、作風と作者

本像のかたちの特徴と作者の系統については、一三世紀半ば以降につくられた、作者の判明する地蔵菩薩立像の基準作を参考にしながら考えてみたい。慶派の流れ

に連なる作者系統の像には、主なものに栄快作の長命寺地蔵菩薩立像(建長六年(一二五四)挿図10)、快成作の春覚寺地蔵菩薩立像(康元元年(一二五六))が知られる。南都仏師の作では、本像の制作年に近い康俊・康成作の長弓寺宝光院地蔵菩薩立像

挿図10 栄快作地蔵菩薩立像
滋賀・長命寺蔵

挿図11 南都仏師康俊・康成作地蔵
菩薩立像
奈良・長弓寺宝光院蔵

挿図12 康成作地蔵菩薩立像
国立歴史民俗博物館蔵

挿図13 院浄（深か）作地藏菩薩立像
京都市蔵

なお、鎌倉時代において、地藏菩薩像の右肩を覆う覆肩衣は、袖内側を外側よりも長く垂らすのが主流である⁽⁸⁾。鎌倉時代前半期の慶派の手になる地藏菩薩像をはじめ、多くがこの形式をとる。これとは逆に、本像においては、袖外側を内側よりも長く垂らしており、古い形式をもつものである⁽⁹⁾。さきにふれた院派作である京都市像や聖衆来迎寺像はこの古式であり、衣文表現だけではなく、着衣形式においても、両派で異なる傾向がある点に注意したい。以上、簡単にみた本像の特徴は、本像の作者がこの時期の院派集団に属していた仏師である可能性を示唆するものである。

挿図14 院芸作地藏菩薩立像
滋賀・聖衆来迎寺蔵

本像がつくられた正和元年（一二三二）にほど近い嘉元三年（一二三五）には、上賀茂神社の本社社殿の造営・遷宮がおこなわれていたことが知られる。当時神主であった賀茂経久がこの造営を差配し、儀式内容等を詳しく記録している。その記録である『賀茂社嘉元三年遷宮記』⁽¹⁰⁾には、「八月二日、木つくりの師子こまいぬ四、仏師いんけん法印がもとより入まいらす」とあり、「仏師いんけん」が本殿の獅子と狛犬をつくっていた⁽¹¹⁾。確かに、十四世紀初頭ごろには上賀茂神社の造像に院派仏師がかかわっていたことが知られるのである。こうした上賀茂神社の造像環境や、さきに検討した本像の表現上の特徴を考慮すると、本像は院派仏師によってつくられたとみるのが穏当ではないだろうか。

（正和四年（一二三五）挿図11）や康成作国立歴史民俗博物館の地藏菩薩立像（建武元年（一二三四）挿図12）が挙げられる。また、院派系統の作者の像には、立像では、院浄（深か）作京都市地藏菩薩像（永仁三年（一二九五）挿図13）や院芸作聖衆来迎寺地藏菩薩像（元徳二年（一二三〇）挿図14）がある。

本像は、左足をわずかに前に踏み出すほかは直立し、衣も動きをみせることはなく、とりわけ袖にかかる衣がまっすぐに垂下している点が印象的である。また衣文のあらわしかたが大づかみであるため、衣に厚みと硬さを感じさせる。こうした理由から、本像は標準的な寸法をもつ像ながら、安定感のある落ち着いた印象を与えるものである。袈裟の正面下方や裾の裾に衣文をあらわさない点も特徴的である。こうした衣文のあらわし方は、京都市地藏菩薩像や聖衆来迎寺地藏菩薩像といった、院派仏師作の像に共通して見られるものである。この頃の慶派などの手になる像の衣文表現とは異なる点に留意される。

近代以前の神社においては、本像のような仏像が数多く安置されていた。それらの大半は、明治時代初期の神仏分離・廃仏毀釈によって失われたり、散逸したりしてしまっただ。いま、神社境内に、神仏が一体となって信仰されていた時代の面影をみることはほとんどない。かつて神社境内に安置されていたり、あるいは本地仏であったなどと伝えられる仏像は比較的多く知られている。だが、像をとりまく環境や造像背景までも知られるものは、依然として数少ないと言わざるを得ない。こうしたなかにあつて本像は、史料のなかでしか知ることのできない、社に属する僧侶や神官らの信仰の実態を、わずかな手がかりながらうかがうことができる貴重な遺品であると言えるのである。

註

- (1) 神光院の歴史や基礎史料については、拙稿「研究資料 京都・神光院蔵 木造薬師如来立像」(『美術研究』四〇四、二〇一一年八月)を参照。
- (2) 実査は二〇一〇年十月二日～三日。調査に際しては、伊東史朗・井上一稔・津田徹英・松岡久美子・森井友之・久永昂史・田中健一・中野慎之・高橋早紀子各氏の多大なご協力を得た。撮影は山崎兼慈氏による。
- (3) 飯田正彦「京都府寂光院 重要文化財 木造地藏菩薩立像の解体修理について」(『美術院紀要』七、二〇〇四年一月)。
- (4) 「神光院什器帳」の詳細については、註1の拙稿を参照のこと。
- (5) 註1の拙稿参照。
- (6) 上島享「中世宗教支配秩序の形成」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年所収)、「中世宗教支配秩序の形成と神仏習合」『国史学』一八二、二二四三、二〇〇一年および「中世宗教秩序の形成と神仏習合」『国史学』一八二、二〇〇四年を改稿)。嵯峨井健「中世上賀茂神社の神仏習合―『賀茂社家系図』と『社務補任記』を中心に―」(岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、二〇〇一年)。
- (7) 『神道大系 神社編八 賀茂』(神道大系編纂会、一九八四年)。
- (8) 山本勉氏より、当該期地藏菩薩立像の袖部の形式的特徴についてご教示いただいた。
- (9) 寛喜元年(一二二九)の京都・寂光院地藏菩薩像や承久三年(一二二二)の京都・清涼寺地藏菩薩像は、いずれも袖外側を内側よりも長く垂らす古式をとるものである。これらは、平安時代中期の源信による地藏菩薩像を本歌につくられたことが明らかにされており、それゆえに古様を示していると考えられる。奥健夫氏による、次の一連の論考を参照のこと。同氏「清涼寺・寂光院の地藏菩薩像と「五境の良葉」―像内納入品論のために―」(『佛教藝術』一三四、一九九七年九月)、「源信造立の地藏菩薩像に関する新資料」(『佛教藝術』二六九、二〇〇三年七月)。
- (10) 須磨千穎「賀茂社嘉元三年遷宮記」(『賀茂文化研究』三、一九九四年一月)解題・翻刻を参照。本記録は、『賀茂神主経久記』と称すべき古記録の一群のなかの一篇である(尾上陽介「賀茂別雷神神社所蔵『賀茂神主経久記』について」『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇一年三月)。
- (11) 伊東史朗『日本の美術 京都の鎌倉時代彫刻』(ぎょうせい、二〇一〇年十二月)。上賀茂神社には狛犬一軀が現存するが、これが「仏師いんけん」の手になるものである可能性を指摘しておられる。

付記

本稿で使用した挿図のうち、挿図6は『美術院紀要』七(二〇〇四年一月)、挿図10は『日本彫刻史基礎資料集 鎌倉時代 造像銘記篇 第七卷』(中央公論美術出版社、二〇〇九年)、挿図11・12は『日本の美術 南北朝時代の彫刻』(至文堂、二〇〇七年六月)、挿図13は『日本の美術 京都の鎌倉時代彫刻』(ぎょうせい、二〇一〇年二月)より複写・転載させていただきました。

本稿は文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)「寺院造営組織からみた平安前期彫刻の研究」(課題番号二二七二〇〇五一)の成果の一部である。

(さらい まい・企画情報部主任研究員)